

(経済産業省と同時公表)

平成26年4月16日

消費生活用製品の新規リコール情報（電気カーペット）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、パナソニック株式会社（旧 松下電器産業株式会社）が製造した電気カーペットのリコール情報（部品交換）を以下のとおり公表します。

パナソニック株式会社（旧 松下電器産業株式会社）が製造した電気カーペットについて、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、2013年（平成25年）12月13日に製品起因が疑われる事故として公表しています。（管理番号A201300611）

同社では、事故の再発防止のため、本日から対象製品（下記③参照）について無償で部品交換を実施します。

自宅などで対象製品を保有していないか御確認ください。対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、同社に御連絡ください。

○パナソニック株式会社（旧 松下電器産業株式会社）が製造した電気カーペットについて（管理番号A201300611）

①事故事象について

パナソニック株式会社（旧 松下電器産業株式会社）が製造した電気カーペットについて、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。

これまで同社が製造した電気カーペットで発生した火災事故について、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告された重大製品事故は5件です（管理番号A201300611、A201300551、A201300536、A201300526及びA201200612）。

当該事故の原因は、現在調査中ですが、当該製品のコントローラに内蔵されているリレー基板とコントローラケースとの間のスペースに余裕が少ないため、コントローラケースの上を踏まれるなど、上面からの局所的な繰り返しの外力が加えられることにより、リレー端子部に応力が加わり、リレー端子のはんだ接続部に接触不良が発生し、異常過熱したものと考えられます。

また、消費生活用製品安全法第35条第1項に該当しない製品事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告された事故は2件です。

これら7件の事故のうち、2012年（平成24年）11月6日に発生した重大製品事故（管理番号A201200612）については、事故原因の特定に至りませんでした。リレー端子のはんだ接続部からの出火と考えられるものとして調査を終了し、その結果を公表済みです。

なお、これら7件の事故は、いずれも人的被害には至っていません。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日（4月16日）、同社ウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、明日（4月17日）、新聞社告を行い、以降、販売店での告知（チラシ配布及びポスター掲示）やダイレクトメール送付により、無償で部品交換（リレー基板に外力が加わらない構造に改善したコントローラケースに交換及びリレー基板を交換）を呼び掛けます。

注：当該製品と同じ構造を有する別の製品においても当該事故と同様の事象が生ずる可能性があることから、部品交換の対象に含まれています。

③対象製品：ブランド、製品名、機種・型式、対象製造期間、対象台数

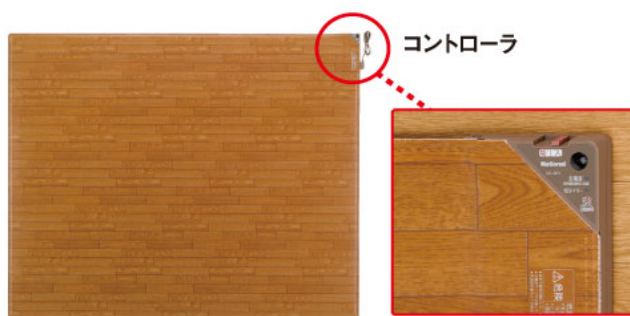
ブランド	製品名	機種・型式	対象製造期間
ナショナル	フローリング調電気カーペット 「かんたん床暖」	DC-25B8	2002年7月～2005年10月
		DC-3B8	2002年7月～2005年5月
		DC-25G1	2006年5月～2006年12月
		DC-3G1	2006年5月～2006年12月
		DC-25G2	2007年7月～2007年12月
		DC-3G2	2007年7月～2007年12月
ナショナル	タフ素材カーペット 「タフペット」	DC-2D1	2004年8月～2004年10月
		DC-3D1	2004年8月～2005年5月
パナソニック	フローリング調電気カーペット 「かんたん床暖」	DC-25G3	2008年7月～2008年12月
		DC-3G3	2008年7月～2008年12月

対象台数：181, 585台

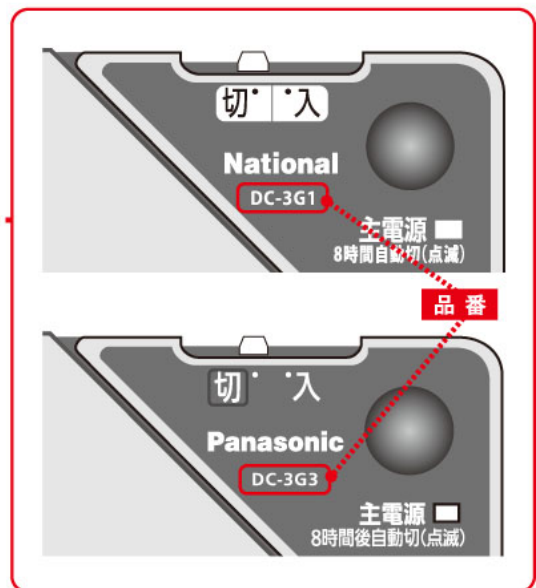
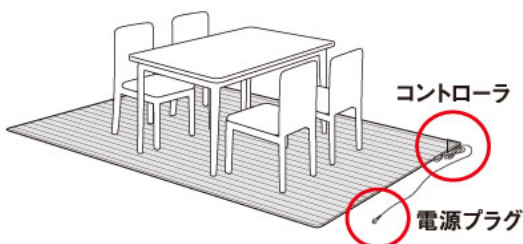
注：DC-25G3、DC-3G3については、2010年（平成22年）1月25日にリコールを行った「松下電工製 電気カーペット」の代替品として一部使用

<対象製品の外観及び確認方法>

品番表示箇所(コントローラ表側の品番をご確認ください)



フローリング調電気カーペット「かんたん床暖」



National と Panasonic の2種類があります

④事業者の対応

無償で部品交換を実施します。

⑤事業者の告知

- ・ウェブサイトへの情報掲載 2014年4月16日(水)
- ・販売店等への協力要請 2014年4月16日(水)以降順次
- ・新聞社告 2014年4月17日(木)

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。
(平成26年4月16日から受付を開始)

【問合せ先】

パナソニック株式会社 かんたん床暖市場対策室

電話番号：0120-873-329

受付時間：9時～21時(2014年5月15日まで：毎日)

9時～17時(2014年5月16日以降：土・日・祝日を除く。)

なお、以下のウェブサイトからインターネットによる申込みも可能です。

ウェブサイト：<http://panasonic.co.jp/ap/s/carpet/>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担当：大木、長井、清重

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

(パナソニック株式会社(旧 松下電器産業株式会社)が製造した電気カーペットについての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：水野、岸田

電話：03-3501-1707(直通)

FAX：03-3501-2805

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200612	平成24年11月6日	平成24年11月16日	電気カーペット	DC-3G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品は、コントローラー基板上のリレー端子部で接触不良による異常発熱が生じ、周辺の樹脂等が焼損したものと推定されるが、接触不良が生じた原因の特定には至らなかった。	和歌山県	平成24年11月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300526	平成25年10月26日	平成25年11月7日	電気カーペット	DC-3G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	平成25年11月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300536	平成25年10月30日	平成25年11月12日	電気カーペット	DC-25G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	平成25年11月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300551	平成25年10月29日	平成25年11月19日	電気カーペット	DC-3G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成25年11月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300611	平成25年11月20日	平成25年12月9日	電気カーペット	DC-25G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	平成25年12月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施